

◎新潟県公安委員会告示第17号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第1項の規定による指定を受けた社団法人新潟県防犯協会から、次のとおり名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成25年4月9日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人新潟県防犯協会	新潟県新潟市中央区新光町5番地4	平成25年4月1日